

平成23年度 第7回 役員会議事要旨

日 時 平成23年 6月21日 (火) 10時30分～12時02分

場 所 学長室

出席者 学長, 瀬口理事, 中島理事, 米倉理事, 宮崎理事, 緒方理事

オブザーバー 川上監事 他

○ 学長から, 第5回の役員会議事要旨の確認依頼があった。

【審議事項】

(1) シンクロトロン光応用研究センター等の時限評価について

学長から, 本件は, 「佐賀大学研究センター及び研究プロジェクト評価要領」に基づき, 平成24年度末に時限を迎える「シンクロトロン光応用研究センター」と「海浜台地生物環境研究センター」の時限評価を行うものであり, 5月25日の役員会で協議の上, 6月17日の教育研究評議会で審議した結果, 了承されている旨の説明があり, 審議の結果了承された。

(2) 病気休暇制度の見直しに伴う国立大学法人佐賀大学職員の勤務時間, 休暇等に関する規程等の一部改正等について

- 1) 国立大学法人佐賀大学職員の勤務時間, 休暇等に関する規程
- 2) 国立大学法人佐賀大学職員給与規程
- 3) 国立大学法人佐賀大学職員就業規則

学長から, 本件は, 国家公務員の病気休暇制度が見直されたことに伴い, 本学もその見直しに準じた所要の改正を行うと共に職場復帰支援制度について策定する案件である旨の説明があった。

また, 総務部長から, 改正のポイントとして, ①取得期間の限度の定めのない現在の病気休暇の期間を「連続して90日を超えることはできない。」と規定すること, ②病気休暇復帰後20日以内に再度休暇を取得する場合は, 前後の病気休暇は連続しているものとして取り扱うこと, ③結核性疾患の羅患者等の現状を踏まえ, 結核性疾患による特例を廃止することの説明があった。

次いで, 職員の病気療養や職場復帰を適切に行い, 職員の健康の保持増進のための措置を有効に実施するための仕組みである「職員の健康問題による

長期療養者の職場復帰支援実施に関する要領」(案)を策定し、その中で学長が認める場合は、90日を超えて病気休暇を取得することも可能とする旨の説明があり、審議の結果了承された。

なお、学長から、改正を行う規程のうち、職員給与規程は経営協議会で審議する必要がある旨の説明があった。

(3) その他

特になし。

【協議事項】

(1) 国立大学法人佐賀大学予約型奨学金実施規程等の制定について

学長から、本件は、昨年度の経営協議会において提案されたものでもあり、成績優秀者に対する給付型の奨学金を設け、優秀な学生を確保するとともに、学生の学習意欲を高めるために制定する旨の説明があった。

また、瀬口理事から、本件の経緯として、経営協議会の外部委員から、経済的支援を前提とした奨学金制度以外に大学の戦略的な経営を念頭においた優秀な学生確保のための大学独自の奨学金制度を提案いただいたことなどから学内で検討し、その結果、制定することとなった旨の補足説明があった。

さらに、学務部長から、本実施規程(案)の申請対象者、給付額及び給付期間、給付予定者数及び選考方法等や同規程の特例に関する規程(案)の概要について補足説明があり、協議の結果了承され、直近の経営協議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。

なお、本予約型奨学金の名称については、審議の結果、『かささぎ奨学金』に決定した。

(2) 契約医療技術職員(コ・メディカル)の処遇改善について

学長から、本件は、契約医療技術職員の待遇改善と給与構造改革による昇給抑制措置が平成23年3月末で終了したことなどを踏まえ、同職員の給与決定方法等の見直しを行う案件である旨の説明があった。

また、総務部長から、本件の趣旨・背景として、契約医療技術職員は病院運営にも大きく貢献していることなどから、昇給抑制措置の終了に伴い、平成23年4月1日から経験年数の換算方法等、従来の同職員独自の給与決定方法等を改め、常勤職員と同様に決定する旨の補足説明があり、協議の結果了承され、直近の経営協議会で審議し、その後の人事制度委員会で就業規則を整理したうえ、その後の役員会で契約職員給与規程を審議することとなった。

その後、陪席者から給与の3年据置後の昇給内容等について質疑があったため、総務部長から、同職員は1年ごとの雇用契約であるため、僅かだが、毎年給与支給額は高くなっている旨と本学では、給与決定時において経験年数の換算を常勤職員の8割換算としていたため、他大学の同等職員と比較した場合、給与支給額が低くなっていた旨の説明があった。

また、理事から、今回の点を踏まえ、今後、給与に係る協議案件等については透明化を図るなど、根本的な仕組みの是正を検討願いたい旨の要望があった。

(3) 附属病院勤務医師等に対するインセンティブ給与支給について

学長から、本件は、附属病院勤務医師等の処遇改善を図るため、インセンティブとしての給与支給を前年度同様に措置するものである旨の説明があった。

また、総務部長から、本件の趣旨・背景として、国立大学病院に勤務する医師の給与水準が、国立病院、民間病院等に勤務する医師と比べて極めて低い給与水準にあることなどを踏まえ、前年度においてインセンティブとして行った給与支給を今年度は上半期、下半期の2回に分けて実施する旨と前年度の支給実績や効果などから、支給項目、支給対象、支給基準などの見直しも行う旨の補足説明があり、協議の結果了承され、直近の経営協議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。

(4) 平成22年度決算について

学長から、本件は、平成22年度の決算に関する案件である旨の説明があった。

また、米倉理事から、本件の趣旨・背景として、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条に基づき、平成22年度財務諸表等について文部科学大臣に提出し、承認を受ける必要がある旨と平成22年度決算の当期総利益及び目的積立金の繰越申請額等の概要について補足説明があり、協議の結果了承され、直近の経営協議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。

その後、理事から、貸借対照表の美術品・収蔵品について、美術館を設置するので、再評価する必要性について意見があった。

(5) 平成24年度概算要求事項について

学長から、本件は、平成24年度概算要求事項に関する案件である旨の説明があった。

また、米倉理事から、本件の趣旨・背景として、特別経費（プロジェクト分、基盤的設備等整備分（設備マスタープラン含む））について、要求事項・順位の設定を行うために、部局から要求があった事項について、教育室及び学術室で精査及び検討を行い、要求に際し文部科学省と事前相談を行って

る旨の補足説明があり、協議の結果了承され、直近の経営協議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。

また、財務部長から、平成24年度概算要求の設備について、平成23年度予算で運営費交付金を減額した代替措置で58億円の設備費予算が新規計上されており、文部科学省から該当する設備要求についての照会があった旨の報告があった。

- (6) その他
特になし。

【報告事項】

- (1) 栄の国まつり「総おどり」への参加について

総務部長から、本件について、今年は、8月7日（日）に開催されること及び地域貢献、本学のPR等の趣旨から例年参加していることから、本年も多数の参加をお願いしたい旨の依頼があった。

- (2) 国立大学法人佐賀大学の役職員の給与水準公表について

総務部長から、本件について、例年、6月末に文部科学省に提出し、公表することとなっている旨及び公表事項、公表時期及び方法等についての報告があった。

また、総人件費について、「5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。」旨の主務大臣の検証結果についての報告もあった。

- (3) 今夏の節電対策について

環境施設部長から、本件について、九州電力から、本学に対し節電への協力依頼があったことから、本学においても昨年度実績の15%程度削減を目指し努力する旨の通知を学内に周知したことで節電対策のために実施する節電パトロールについての説明会を実施する旨の報告があった。

- (4) 平成23年度新規佐賀大学研究プロジェクトの選定について

中島理事から、本件について、追加募集を実施した結果、4件の申請の中から評点が一番高かった工学系研究科からの申請分を採択した旨の報告があった。

- (5) その他
特になし。